

「子ども手当」が始まります

【問い合わせ】住民福祉課 保健福祉班 児童福祉係
☎0893(44)2111

●子ども手当とは

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨に基づき、親などに手当を支給する新しい制度です。

●手当の額

月額 13,000 円 （年間 156,000 円）

●支給対象

満 15 歳到達後、最初の 3 月 31 日までの間にある子ども

※児童手当制度は小学校修了前の子どもを対象とし親などに所得制限がありましたが、子ども手当は中学校修了前までの子どもに対象が拡大され、親などの所得制限もありません。

●支給方法

- ①内子町では、申請を受け付けた後、内容を審査し、受給資格に適合する人に認定通知書を送付します。
- ②手当の支給は、原則として口座振り込みとなります。支払期月である 6 月、10 月、2 月に、前月分までの手当を支給します。
※今年の 6 月は 4・5 月分の 2 カ月分を支払います。
10 月以後は、4 カ月分を支払います。

●注意事項

- 子ども手当の受給資格者は「子どもを監護し、かつ、生計を同一にする父または母など」です。父母に養育されていない子どもの場合は「子どもを監護し、かつ生計を維持する人」となります。
- 子ども手当制度の開始に伴い、4 月から、原則として児童手当は支給されなくなります。ただし 21 年度分の児童手当（22 年 2・3 月分）は、子ども手当とは別に、6 月に支給されます。

●子ども手当の支給を受けるためには 申請手続きが必要です

子どもを養育している親などが、住所地の市区町村に申請（認定請求）する必要があります。

◎申請に必要な書類

- ・健康被保険者証の写しなど
（請求者がサラリーマンなどの被用者の場合）
- ・銀行口座の写し
- ・その他必要に応じて提出する書類があります。

児童手当を受給していた人は

22 年 3 月まで児童手当を受給していた人は、児童手当の支給対象児童については、子ども手当受給のための手続きは必要ありません。

ただし、新たに子ども手当の対象となる子ども（原則として、中学 2～3 年生）がいる場合は、手続きが必要です。役場で申請してください。

児童手当を受給していなかった人は

子ども手当の支給対象となる中学校修了前までの子どもを養育している人は、子ども手当受給のための手続きが必要です。役場で申請してください。

5 月 14 日（金）までに手続きをすると、 6 月に初回の子ども手当が支給されます。

- ※ 4 月 1 日現在で住民票が町内にある該当者には通知しています。
- ※ 4 月分からの子ども手当を受給するためには、今年の 9 月 30 日（木）までに申請する必要があります。（特例による対応）
- ※ 公務員は勤務先で手続きを行いますので、それぞれの勤務先にご確認ください。